

報告 Report

鳥取藩の参勤交代における宿割について —山崎道郡山宿を事例として—

来見田博基¹

The hypothesis of the hotel assignment in the daimyo's alternate-year residence in Edo of the Tottori han —The case study of Koriyama post station in Yamasakimichi—

Hiroki KURUMIDA¹

キーワード：鳥取藩、参勤交代、郡山宿、宿割

1 郡山宿と鳥取藩

鳥取藩は、江戸時代を通して往復 183 回の参勤交代を行った。江戸から鳥取までの移動には、およそ 20 日間を要し、道中では 30 ヲ以上の宿場や茶屋に休泊した。藩主は宿場の本陣に宿泊し、1,000 人前後の御供は、宿場内の旅籠などに分宿した¹⁾。

御供の宿割は、宿場の役人と鳥取藩の宿割役人との協議により決定された。宿割に際しては、1807 年（文化 4）3 月 5 日に家中に対して出された鳥取藩の道中法度に、御用人、御側役、御近習、御医師、御表小姓、御膳奉行、御徒頭、御供目付、御押、御草履、御手廻は、宿場内で火災が発生した際に、藩主と一緒に避難すること、さらに御膳奉行以下の当番は、本陣での泊まり番か、本陣が手狭な場合は、周辺に宿泊するように定められていた²⁾。このことから、宿割は無原則に行われていたのではなく、本陣を中心に、非常事態を想定した配置が意識されていたことが確認できる。しかし、この道中法度がどの程度遵守されていたのか、また上記以外の御供が、どこに宿割されていたのかについては、実証的な研究がなく、十分には明らかになっていない。本報告は、宿場の記録をもとに、この点を明らかにしようとするものである。

2 郡山宿と宿割帳

鳥取藩が頻りに利用した宿場のひとつに、山崎道の郡山宿がある。山崎道は、西国街道とも呼ばれ、京都伏見から分岐し、山崎宿（京都府大山崎町）、芥川宿（大阪府高槻市）、郡山宿（同茨木市）、瀬川宿（同

箕面市）、昆陽宿（同伊丹市）の五宿を経て、山陽道の西宮宿（兵庫県西宮市）を結ぶ脇街道である。西国大名の交通が多く、鳥取藩の場合も、10 代藩主池田慶行までは、ほぼ山崎道を通行し、なかでも休泊地として郡山宿の利用度は高かった。

郡山宿は、江戸時代初頭に宿場として成立したとみられ、行政区画としては摂津国嶋下郡祖本村に属した。1803 年（享和 3）には、本陣 1 軒、脇本陣 2 軒、寺 3 ヶ所、旅籠 26 軒を数え、家数 100 軒ほどの小規模な宿場であった。本陣を代々勤めた梶善左衛門家は、その敷地内に五色の美しい椿があったことから「椿の本陣」と通称され、梶家が所蔵する古文書は、1594 年（文禄 3）年から 1872 年（明治 5）までの 3,863 点が、「椿の本陣文書」として茨木市指定文化財に指定（平成 19 年 10 月 1 日）されている。この文書群には鳥取藩による本陣利用の実態がわかる史料も含まれている。そのひとつに、1810 年（文化 7）5 月 12 日に 8 代藩主池田斉稷の一行が宿泊した際の宿割帳³⁾がある。宿割帳とは、藩士ごとに旅宿名と同宿した従者の人数を記した帳簿である。この宿割帳から、約八百名の御供が、寺を含む、63 軒（うち 6 軒は泊まり合わせ）に分宿したことがわかる。

3 1818 年（文政元）の屋敷割図との照合

1810 年の宿割帳によって、63 軒の旅宿名は判明するが、それが郡山宿のどこに位置するのかが、地図との照合が必要である。一般に宿場では、屋敷割図（宿割図）という、今でいう住宅地図のような宿場の略図

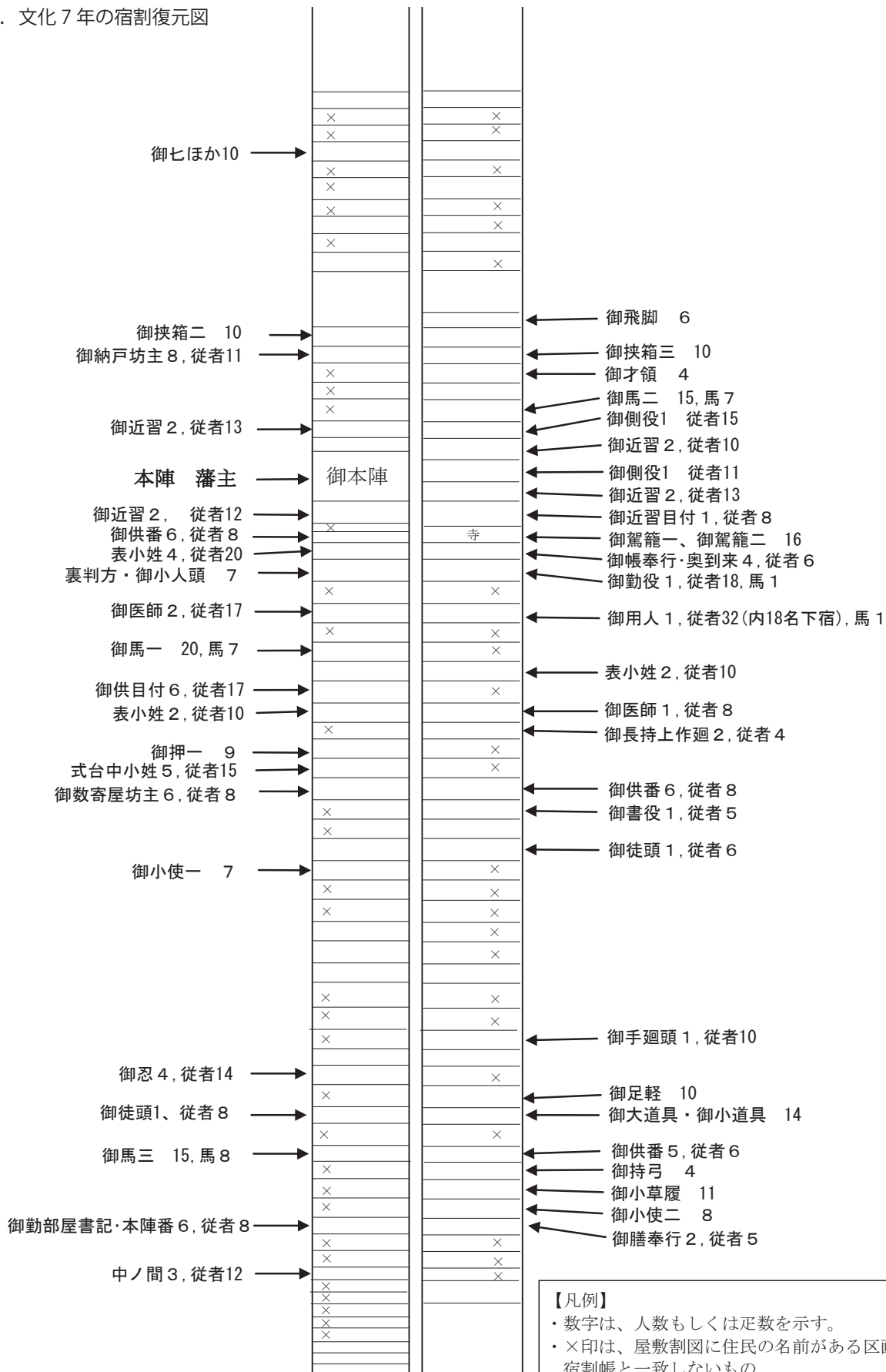
¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町 2-124

Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

E-mail: kurumidah@pref.tottori.jp

[受領 Received 15 December 2011 / 受理 Accepted 20 January 2012]

図1. 文化7年の宿割復元図



【凡例】
 ・数字は、人数もしくは疋数を示す。
 ・×印は、屋敷割図に住民の名前がある区画で、宿割帳と一致しないもの。
 ・空欄は、屋敷割図（原史料）の表記のまま
 ・「郡山宿屋敷割図」・「松平因幡守様御宿割帳」（「椿の本陣文書」）をもとに作成

を作成し、宿泊者の名前を記した付箋を略図に貼りつけて、位置を確認しながら宿割を行った。したがって1810年（文化7）に鳥取藩の屋敷割図を郡山宿が作成していれば、それと宿割帳とを照合することで、宿割を知ることができるが、現在、「椿の本陣文書」にそれは残されていない。確認するためには、別の屋敷割図を代用し、宿割帳と照合するほかない。

「椿の本陣文書」のなかで代用に適しているのは、文化7年から8年後の1818年（文政元）に作成された屋敷割図⁴⁾である。この図には本陣1軒、寺1カ所のほか103軒に屋敷所有者の記載がある。当然ながら、鳥取藩の屋敷割図ではなく、8年の歳月が経過しているため、所有者の改名、変更などに伴う記載内容の不一致がある。しかし、両史料を付き合わせてみると、共通する名前も多く、宿割帳に記載のある63軒のうち、47軒の名前が、屋敷割図の所有者と一致する。したがって、8年間に郡山宿内でそれほど大きな変化はなかったものと推測され、多少の誤差はあるにしても、両史料を照合して得られる結果は、ある程度有用なものと考えられる。

4 考察

図1は、両史料を照合して、1810年（文化7）の宿割を復元したものがある。一致しない宿泊先については×印を付した。たとえば、藩主の護衛にあたる御八人は、宿割帳では「卯兵衛」方に宿泊しているが、屋敷割図には「卯兵衛」という屋敷地の所有者の名前がみえないため、復元図には記載していない。御八人のように復元図の記載できなかったのは、そのほか表1にゴシック体で示した役職になり、旅宿先としては10軒になる。これらは、×印のどこかに該当するものと思われる。

この復元図から、まず宿割について、藩士の格式との関係に着目したい。御用人、御勤役、御奏者、御近習目付ら士分以上の藩士は、1名～3名ごとに1軒の宿を割り当てられていることがわかる。ただし、例外もあり、裏判方の役人は7名がまとまって1軒に宿泊している。また、2名以上を1軒に宿割する場合は、同じ役職ごとにグループ分けがなされており、異なる役職者が同宿することはなかった。これらの点は郡山宿に限ったものではなく、たとえば、因幡智頭宿（鳥取県智頭町）や美作小原宿（岡山県美作市）の宿割帳からも、同様の例が確認できる⁵⁾。士分以上は、基本的に本陣周辺に宿割されており、宿場での宿割には、その藩士の格と役職が考慮されていたことがわかる。この点をふまえ、道中

表1 郡山宿に宿泊した藩士の格式と役職

格 式		役 職
士分以上		御用人 御勤役 御側役 御奏者 裏判方 御近習目付 御近習 表小姓 御ヒ 御医師 御書役 御膳奉行 御徒頭 中ノ間御中小姓 別当役
士分以下	御 徒	御八人 御帳奉行 奥到来 御忍 御勤部屋書記 御式台到来 御供番 御供目付 御手廻頭 御長持上作廻
	掃除坊主	御納戸 御数寄屋
	無 苗	御押一 御押二 御小使一 御小使二 御飛脚 御足輕 御才領 御大道具 御小道具 御大草履 御小草履 御駕籠一 御駕籠二 御挾箱一 御挾箱二 御挾箱三 御増駕籠 御持弓 御挑燈一 御挑燈二 御馬一 御馬二 御馬三

- ・役職は「鳥取藩政資料」をもとに作成
- ・太字のゴシック体は復元図に記載できなかった役職

法度との関係を確認してみたい。まず藩主が避難する際に同行することが定められていた御用人は、本陣のはす向かいにある脇本陣に止宿している。また藩主の身の回りの世話する御近習、御側役、表小姓、さらには道中での健康管理を担う御医師は、本陣周辺に宿割されている。ただし、藩主の侍医である御ヒは、2名のうち1名が本陣から少し離れた場所に宿泊している。これは本人が非番であったか、8年の間に屋敷地に移動があった可能性が考えられる。もう1名の御ヒについては、場所を特定できなかった。

つぎに士分以下についてみると、基本的には4名以上の複数名で1軒の旅宿に宿割されている。例外的に御手廻頭のみ、1名で1軒に宿割されている。また空間的な配置については、御持弓・御小草履・大道具・小道具など、道具類を運搬する無苗は、宿場の西端（図1では下）にまとめられる傾向にあるが、全体としては、バラツキがみられる。

道中法度との関係では、本陣での泊まり番、もしくは周辺での宿泊を定められていた御供目付と御押は、本陣の付近に宿割されていることがわかる。その一方で、御膳奉行、御徒頭、御草履は、本陣から離れた場所に宿割されている。また御手廻は、宿割帳では「御小使」のことを指すと思われるが、やはり本陣の周辺には宿割されていない。

以上、整理すると、郡山宿に残された年次の異なる宿割帳と屋敷割図をもとに、文化7年段階での鳥取藩における宿割を復元した結果、①士分以上は、格と役職に応じて宿割されていたこと、②士分以下の空間的な配置には明瞭な原則が見いだしにくく、バラツキがあること、③道中法度の規定が、ある程度は遵守されていることが確認できた。

しかしながら、御用人の配下で、藩主の駕籠脇を固める御手廻頭や、交代で本陣の泊まり番を勤める御徒頭が、本陣から離れた場所に宿割されている点や、道中法度の規定と一致しない宿割が士分以下の一部に見られる点など、不明な部分も残った。これは復元図の精度に多少の問題があることも予想される。今後、さらに精度の高い史料をもとにした事例研究を積み重ねていく必要がある。

【付記】 本稿の執筆にあたっては、「椿の本陣」のご当主梶洗さんや、茨木市総務部広報広聴課市史編さん室の方々にご協力をいただき、貴重な史料を閲覧させていただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

【翻訳】 村島奈月

- 1) 県史ブックレット 10「鳥取藩の参勤交代」来見田博基、2012年
- 2) 「控帳（家老日記）」文化4年（「鳥取藩政資料」）
- 3) 松平因幡守様御宿割帳（「椿の本陣文書」）梶洗氏所蔵、茨木市指定文化財
- 4) 郡山宿屋敷割図（「椿の本陣文書」）梶洗氏所蔵、茨木市指定文化財
- 5) 1) に同じ